

1 業務名

Hello! NEW ニイハマ写真部作品展企画運営業務

2 業務目的

新居浜市シティブランド戦略に基づくイベントや広報活動等を推進しており、本事業を通して市民自らが新居浜市の魅力や個性を発見・発信する機会を提供することで、新居浜市のイメージを高めていくことを目的とする。令和3年度・4年度には、市民とともにプロモーション活動を行っていくために、市民ひとりひとりが感じているまちの身近な魅力を、「多くの人に知ってほしい」「発信していきたい」という自発的かつ継続的な機運醸成を目指し、フォトコンテストを実施した。今回、これらの応募作品（写真・動画）を活用し、作品展を開催することで、より多くの人に向けて発信し、新居浜の良さや魅力を改めて認識し、市への愛着を持ってもらうとともに、作品展をきっかけとした市外からの来訪につなげることを目指す。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

4 業務内容

新居浜の魅力を発信するための作品展等の企画・運営・設営撤去・広報などすべての業務を行う。

(1) 作品展の内容について、以下のことを踏まえ企画提案を行う。

ア 作品展では、令和3年度および4年度に実施したフォトコンテストに応募のあった写真並びに動画を使用すること。使用に関しては、作品展で使用することに対する応募者の同意を得ること。その他に必要な場合は市と協議のうえ、決定する。

イ 作品のディスプレイや会場のレイアウトについて、出展者および観客を魅了する独創的なものとする。

ウ 市内3カ所以上（うち1カ所は必ず屋外とする）を選定し、作品展に一体感のあるテーマを設け、市内周遊や複数回の来訪につながる仕掛けとすること。また訪れた人たちに写真をとおして新居浜の魅力が伝わる内容とすること。開催時期や期間については、使用会場および市と協議のうえ決定すること。

エ 作品展と合わせて、事業自体のPRと集客独自の企画（例：写真家等によるトークショー、写真スポットの提供など）を盛り込むこと。ただし、予算内で行うこと。

(2) 以下の条件に基づいて、設営および撤去を行う。

ア 会場の使用許可、使用料の支払いは受託者において行うこと。

イ 設営や開催にあたり、必要な機材や人員は受託者の責任において確保すること。設営物や物品等の円滑かつ安全な運搬に努め、作品の盗難、破損、汚損防止策を講じること。

ウ 屋外会場については雨天時・荒天時の対策についても講じること。また、会場周辺の通行者や車両等の安全確保に配慮すること。

エ 作品展終了後は速やかに撤去し、会場の現状回復を行うこと。

オ 作品展終了後は、個人情報等に配慮し、廃棄を行うこと。なお、市が必要とした資材については廃棄せず、市へ譲渡するものとする。

(3) 作品展等の開催について各種媒体を活用して広報宣伝を行う。

ア 幅広い年代に手軽に参加してもらうことを重視すること。また、各世代にアプローチするのに最適な媒体で事業実施を広報すること。

イ 本市のSNSも利用し、フォロワーの増加につなげること。

(4) 事業実施に係る評価について

ア 例えば来場者数、Webサイト訪問数、SNSフォロワー数等の数値目標を設定し、達成状況をモニタリングしながら随時対応すること。

イ 来場者数の把握に努め、来場者の評価を把握すること。評価件数を多く集めるための方法も企画内容と合わせて提案すること。

ウ 事業内容及び成果、効果検証結果について実施報告書（様式自由）を作成し、本市へ提出すること。

エ 今回の事業成果および過去の実績等を踏まえ、今後の本事業の展開について改善提案を行うこと。

オ 事業実施において使用した一連の制作物について、本市へ提出すること。

5 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 委託業務完了報告書 | 1部 |
| (2) 事業実施報告書 | 1部 |
| (3) 事業実施に伴って作成した物品・印刷物・資料等 | 1式 |
| (4) 上記に係る電子データ一式 | |

6 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、新居浜市役所企画部シティプロモーション推進課とする。

7 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本市に帰属するものであり、本市の承認を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。

また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触、又は損害が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。

8 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。

9 その他

- (1) 受託事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、本市と十分に協議するとともに、業務進行の状況について随時報告すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、必要に応じて本市が要請を行った場合には、確実に連絡及び対応が可能となる体制を整えておくこと。
- (4) 本業務に係る必要な物品等については、受託事業者が用意すること。
- (5) 受託事業者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務実施に際して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。